

## 令和4年度第7回長野県環境影響評価技術委員会 会議録

1 日 時 令和5年(2023年)1月19日(木) 13:15～16:15

2 場 所 松塩地区広域施設組合 管理棟3階 大会議室

3 内 容

○ 議事

(1) 松塩地区広域施設組合 新ごみ処理施設整備に係る環境影響評価方法書について

(2) 中央新幹線下條村内発生土置き場(睦沢)における環境保全について

(3) その他

4 出席委員(五十音順、敬称略)

井 田 秀 行

梅 崎 健 夫 (委員長職務代理者(正))

大 窪 久美子

小 澤 秀 明

北 原 曜

陸 齊

江 田 慧 子

佐々木 邦 博

鈴 木 啓 助 (委員長)

高 木 直 樹

野見山 哲 生

宮 原 裕 一

森 川 多津子

5 欠席委員(五十音順、敬称略)

富樫 均、中村 雅彦

6 その他

大窪委員はウェブ会議システムの利用により出席した。

事務局  
伊東  
(県環境政策課)

ただいまから、令和4年度第7回長野県環境影響評価技術委員会を開催いたします。

本日の委員会開催にあたりまして、あらかじめお願い申し上げます。

現時点で傍聴、報道の方はおりませんが、お見えになった際には、審議に支障が生じないように事務局の指示に従っていただくようお願いしてまいります

議事に入ります前に本日の欠席委員をご報告致します。富樫委員及び中村委員からは、都合により欠席する旨の御連絡をいただいております。

現時点でウェブ会議システムを利用してご参加されているのは大窪委員1名で、事前に通信状態をチェックし、審議に支障ない旨を確認しております。

以上、条例第37条第2項に規定する委員の過半数に出席いただいておりますので、委員会が成立していることをご報告申し上げます。

これから議事に入らせていただきますが、本会議は公開で行われ、会議録も公表されます。ホームページで公開します会議録の作成に御協力いただくため、御面倒でも、発言の都度お名前をおっしゃっていただくようお願いいたします。

また、ウェブ会議システムで御参加いただいている皆様は、ご発言いただく時以外は音声をミュートにさせていただくようお願い致します。音声が聞き取り難いなど、審議に支障がございましたら、その旨、ご発言いただくか事務局までチャットでお伝えください。

それでは、条例の規定により委員長が議長を務めることになっておりますので、鈴木委員長に議事の進行をお願いします。

鈴木委員長

それでは、議事に入らせていただきます。委員の皆様のご協力をお願いいたします。

はじめに、本日の会議予定及び資料について、事務局から説明をお願いします。

事務局  
中島  
(県環境政策課)

事務局から、本日の会議予定及びお手元の資料について、簡単に説明させていただきます。

まず会議の予定ですが、次第に記載のとおり、議事(1)として、松塩地区広域施設組合 新ごみ処理施設整備に係る環境影響評価方法書について、議事(2)として、中央新幹線下條村内発生土置き場(睦沢)における環境保全についての審議をお願いします。

本日の審議事項は以上の2項目であり、適宜休憩を挟みながら、概ね16時15分を目途に会議を終了いただきたいと思います。

次に本日の会議資料です。次第に記載の資料1から資料2-1、それから参考資料を配布させていただきます。

資料1は、松塩地区広域施設組合 新ごみ処理施設整備に係る環境影響評価方法書の概要をまとめたもので、本日はこの資料を中心に説明がなされる予定です。会場の委員のお手元には方法書と方法書の要約書も用意してございます。オンラインで参加の大窪委員におかれましては、以前送付した電子データを、適宜ご覧ください。

本事業の事業実施区域及びその周辺については、本日午前中の現地調査において皆様に確認いただいたところです。なお、Webで参加されている大窪委員と本日欠席の富樫委員には明日、現地を確認いただく予定です。

本事業につきましては、環境影響評価手続の実施主体である松塩地区広域施設組合から方法書の提出があり、1月6日から2月6日までの1か月間、県の関係機関、松塩地区広域施設組合、松本市などの自治体の計8か所で縦覧に供し、同時に、県のホームページにも掲載し、随時、御覧いただけるようにしております。

また、住民の皆様などからの方法書に対する環境保全の見地からの御意見については、2月20日までの間に事業者あて提出いただくこととなっております。

最後に本日の議事の審議方法についてですが、検討内容が希少野生動植物の個別生

息生育場所や、それらが類推できる情報を明示して審議する必要がある場合は、審議を非公開として検討いただく必要があります。非公開情報を示して議論する必要がある場合には、それぞれ議事の最後にまとめて審議いただくように運営をお願いしたいと思います。非公開審議の必要性は、委員及び委員長判断により御指示頂くようお願いいたします。

非公開情報の審議の際には、傍聴の方や報道関係者の皆さまには御退室いただき、進行に御協力いただくようお願いいたします。

事務局からの説明は以上です。

鈴木委員長

それでは、議事（１）の「松塩地区広域施設組合 新ごみ処理施設整備に係る環境影響評価方法書」について、まずは事業者から説明をお願いします。

本日は、方法書審議の初回になりますので、代表の方からご挨拶いただいてから、資料の説明をお願いします。

事業者

百瀬

（松塩地区広域施設組合）

松塩地区広域施設組合事務局長の百瀬今朝和と申します。よろしくお願いいたします。

今回方法書の関係につきましては、技術委員の皆様、先ほど午前中に足を運んでいただきまして、この後私どもの松塩地区広域施設組合の新ごみ処理施設整備に係る環境影響評価の方法書につきまして御審議をいただきますことを誠にありがとうございます。ここの施設につきましては、当初松本西部広域施設組合としまして平成11年、施設稼働をしております。その後市町村の合併を経まして平成24年、松塩地区広域施設組合として現在に至っておる施設でございます。稼働から23年を迎えまして、構成市村317,000人の住民の皆様のご一般廃棄物の処理を安全に安定的に運転稼働をしております。今後新たな価値を創出する新時代のごみ処理施設を目指しまして、新ごみ処理施設整備の計画を進めているところでございます。

本日は出席者として私ども組合職員4名の他、方法書作成業務の委託先であります株式会社環境技術センターの担当者も同席をさせていただいております。環境影響評価方法書につきましては、本来であれば担当する課長が説明をさせていただく予定でありましたけれども、諸事情によりまして担当の課長補佐の田中から御説明となりますこととお許しいただきまして、委員の皆様から御指導、御助言を賜りますようお願いを申し上げまして甚だ簡単ではございますが、冒頭の御挨拶とさせていただきます。

また大変申し訳ございませんけれども、この後公務がございまして席を離れますこととお許しいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

事業者

田中

（松塩地区広域施設組合）

改めまして、松塩地区広域施設組合施設1課の課長補佐をしております田中良典と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

また午前中は視察、1時間かけて見ていただきまして誠にありがとうございました。本日の説明でございますが、午前中視察の中でお話ししたと少し重複するところもあるかと思っておりますが、改めて説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それではお配りしてございます資料1、松塩地区広域施設組合新ごみ処理施設整備に係る環境影響評価方法書についての資料を御覧ください。

まず2ページですけれども、本日まとめてありますこの資料でございますが、事業計画の概要、それから2番で環境影響評価項目の選定、それから3番としまして調査、予測及び評価の手法、それから4番、評価の方法、それから最後5番に手続状況と順番に説明をまいります。

それでは3ページ1番、事業計画の概要でございます。続いて4ページをお願いいたします。計画の概要でございますけれども、事業の名称は「松塩地区広域施設組合

新ごみ処理施設整備」でございます。それから事業者は松塩地区広域施設組合、事業の種類は廃棄物処理施設の建設第1種事業でございます。

続きまして5ページをお願いいたします。現有施設の概況でございます。松塩地区広域施設組合は松本市、塩尻市、山形村、朝日村の2市2村で構成している広域の組合でございます。一般廃棄物の広域処理をこの2市2村の組合で実施してございます。こちらの写真で示してございますのが、午前中に見ていただきました松本クリーンセンターに設置してございます可燃ごみ処理施設、それからリサイクルプラザ、容器包装プラスチックリサイクル施設の3つの施設を写真で載せてございます。また視察でも御覧いただきましたが、隣接する松本市リサイクルセンター、こちらにも建設地によりましては一体整備をする可能性がある施設としてこちらに載せてございます。

続きまして6ページをお願いいたします。現有施設の概要でございます。こちら可燃ごみ処理施設、敷地面積49,700m<sup>2</sup>、トータルでございますが約50,000m<sup>2</sup>の敷地でございます。可燃ごみ処理施設の処理内容は可燃ごみの焼却、それから処理能力等が1日450tの焼却能力、これは150tを3炉有してございます。それから焼却熱による発電でございますが6,000kW、この発電による電力は場内の利用や売電を行っております。また余熱につきましては、ラーラ松本へ供給をいたしております。次にリサイクルプラザ、破碎処理施設でございますが、処理の内容は鉄、アルミ、可燃物、不燃物の処理でございます。能力は1日5時間稼働で35tの処理ができる施設でございます。破碎処理後鉄、アルミ、可燃物、不燃物に分別して処理を行っております。続いて容器包装プラスチックリサイクル施設でございます。これは容器包装プラスチックの圧縮梱包をする施設でございます。処理能力は5時間稼働で1日11tの処理が可能でございます。また手選別を行いまして、容器包装プラスチックの圧縮梱包を行っております。こちらのプラスチックリサイクル施設につきましては、先ほど視察のときにも申し上げましたが来年度4月1日から松本市山形村の製品プラスチックの処理もする施設となる予定でございます。続いて右側、リサイクルセンターの概要でございます。敷地面積は11,000m<sup>2</sup>、処理の主な内容はペットボトルの圧縮、資源物の受入れ、一時保管をしております。ストックヤードの主な機能としましてその面積は1,370m<sup>2</sup>、23分類のストックヤードがございます。それからペットボトルの圧縮梱包を1時間400kgの処理が可能でございます。

続きまして7ページをお願いします。事業の必要性、目的でございます。現焼却施設は供用開始から23年が経過しております。平成26年から29年度にかけて基幹改良工事を実施し、長寿命化を行っております。地元との協定によりまして、現焼却施設の稼働期間を30年としておりまして、令和10年度末には供用を満了する予定となっております。以上を踏まえ本組合では、現処理施設に替わる新しいごみ処理施設の整備事業を実施することとしました。

続きまして8ページをお願いします。焼却処理施設と同時にリサイクルプラザを一体整備する予定でございます。建設地によってはリサイクル施設も一体整備することを想定しております。新ごみ処理施設の整備は開かれたごみ処理施設とし、「新ごみ処理施設、ラーラ松本、周辺自然との回遊」を柱とした「平瀬環境エリア」の創出を目指しております。豊かな自然を感じてもらえる場所、「学び・遊び・癒し」の幅広い体験ができる場所とし、エリアそのものの価値を高め、人の交流やにぎわいの創出につながる。それから、ごみ処理施設で発生した熱や電力を地域へ供給し、地域の活性化につながる予定であります。

続きまして9ページをお願いします。こちらは建設までの経過を示してございます。建設候補地の経過でございます。構成市村全域から建設に適さない地域をまず検討しました。それから建設に適さない地域を客観的に検証し、これを適地1次選定としております。建設に適した場所を抽出して絞り込みを行い、これを適地の2次選定として3段階で選定を行っております。現施設の周辺区域を最も高く評価し、現施設の周辺区域を建設候補地としました。

続いて10ページをお願いします。選定された適地の範囲の中から新ごみ処理施設基本計画に必要な面積や敷地の形状を勘案し、具体的な建設候補地案の絞り込みを行いました。現段階では対象事業実施区域となる建設候補地案はA案及びB案の2案といたしております。午前中も御案内をいたしました。A案は松本市リサイクルセンターの敷地を含め、長野県食肉公社敷地、それからリサイクルセンターの敷地、こちらをA案としてございます。B案は平瀬運動公園野球場、こちらは14,000m<sup>2</sup>の面積でございます。

続いて11ページをお願いします。建設地の絞り込みでございますが、A案の食肉公社敷地、こちらは移転が対象事業の建設時期までに完了することを前提としております。松本市リサイクルセンターの機能も一体整備する場合は敷地に加える予定でございます。B案は平瀬運動公園野球場の範囲でございます。敷地が狭いため、容器包装プラスチックリサイクル施設は事業に含めず、別事業として現施設を解体した敷地に整備する予定でございます。またB案の場合は、松本市リサイクルセンターの一体整備は行わない予定でございます。

続きまして12ページをお願いします。対象事業の規模、処理能力の設定でございます。各市村の人口推移をお借りしまして、製品プラスチックのリサイクルによる焼却量の減を見込んで将来の焼却量を設定してございます。最も処理量が多い糸魚川静岡構造線断層帯の地震による要焼却量の想定を加味して規模を設定してございます。組合構成市村の焼却処理量の予測値はプラス災害廃棄物量の想定で、ごみ焼却施設の規模を1日360t、現在の450tから90tの規模の縮小で設定しております。

続きまして13ページ、施設整備の基本方針でございます。こちらは冒頭事務局長の挨拶でも申し上げましたが、新たな価値を創出する新時代のごみ処理施設を目指してということのスローガンに基本方針1としまして、安心・安全な施設、方針2、環境に配慮した施設、方針3、地域に価値を創出する施設、3つの基本方針を設定してございます。

続きまして14ページをお願いいたします。施設整備の基本方針の続きでございますが、今回平瀬環境エリアの創出というコンセプトを設定してございます。これは誰もが自由に見学ができる施設にすること、ごみ処理施設をもっと身近に感じてもらえる「開かれた施設」を目指していきます。ラーラ松本や平瀬周辺の自然との融合を図り、学び・遊び・癒しが一体となり、回遊することができるこのエリアを「平瀬環境エリア」と位置づけ、新たな価値を創出する新時代のごみ処理施設を目指してまいります。

続きまして15ページをお願いいたします。対象事業実施区域の位置及び予備調査の範囲としましては、半径4キロの範囲を予備調査の調査範囲といたしました。

続きまして16ページをお願いいたします。こちらは対象事業実施区域の位置とその予備調査の範囲で周辺の地図を示してございます。

続きまして17ページをお願いいたします。処理施設の種類、規模及び処理方式でございます。ごみ焼却施設としまして処理内容は可燃ごみの処理、処理の方式はストーカ式焼却方式、灰溶融設備は設置いたしません。施設の規模、能力は先ほど申しました1日360t、120tの炉を3炉設置する予定でございます。整備する施設としてA案、B案の場合、可燃ごみは両方とも設置する予定でございます。次に破碎ごみ処理施設でございます。こちらは粗大ごみ、破碎ごみの処理を行います。4種の選別を行いまして、破碎機、選別機等が設置されます。こちらの施設の規模は1日13tの処理、それからこれはA案、B案両方の建設ともに設置する予定でございます。プラスチックリサイクル施設です。処理するものは容器包装プラスチック、また4月1日からは製品プラスチックも追加して処理してまいります。処理方式は破袋、選別、圧縮梱包でございます。こちらでも処理の規模は1日13tの処理を行ってまいります。またプラスチックリサイクル施設につきましては、A案の場合のみ新規に設置する予定でございます。次にリサイクル施設でございます。こちらはペットボトル、蛍光管等の処理がござい

ます。圧縮梱包機や小型破碎設備を設置する予定でございます。処理の能力は現在まだ未定でございます。こちらの場合はA案の場合に設置する可能性があるということで三角の表示といたしております。またB案の場合には、一体整備を行うことは考えておりません。

続きまして18ページをお願いいたします。事業計画の概要で、まず公害防止計画、排ガスの公害防止の基準値をお示ししてございます。真ん中の太字、少し色を濃く塗ってある部分が今回の対象であります新ごみ処理施設の算出する公害防止基準でございます。その右の列、現施設の公害防止基準、これと同等の防止基準と今回はいたしました。これにつきましては、地元町会との協定がございまして、その地元町会と今回のこの基準値の設置についても検討、協議を行い、承認されておるものでございます。

続きまして19ページをお願いいたします。余熱利用計画ですが、新ごみ処理施設でも現在と同様、ラーラ松本への熱供給を継続してまいります。発電による場内への電力供給及び売電、温水の場内の熱供給も継続してまいります。給水計画としまして、現在と同様生活用水には浄水を、プラント用水及び洗車用水には地下水を使用する見通しでございます。排水処理計画は現在と同様、生活排水は直接下水道放流、プラント排水及び洗車排水は処理後下水道放流する見通しでございます。啓発施設の計画でございますが、全ての来場者にごみの減量化と再資源化への意識の高揚を図るため、見学者スペースの設置や常設展示を行う予定でございます。

続きまして20ページをお願いいたします。造成計画、施工計画でございます。A案、B案どちらの場合もごみピット部分は10m程度の掘削が必要となる可能性がございます。地下水への影響低減や洪水時の浸水対策を踏まえまして、造成及び施工に係る計画を作成いたします。防災計画です。建築基準法等の各種基準に従いまして高い耐震性を備える施設として整備をいたします。洪水時の浸水予想区域0.5から3m未満に含まれるため、浸水によるごみや灰の流出対策、機器類の浸水対策、建物自体の浸水対策を検討してまいります。

説明は以上となります。

続きまして2番以降は、委託業者の環境技術センターから説明をいたします。

事業者  
味澤  
(環境技術センター)

株式会社環境技術センターの味澤と申します。よろしくをお願いいたします。

22ページを御覧ください。調査項目の選定の表を簡単にお示ししてございます。まず、整備する施設が廃棄物焼却施設でありますので、廃棄物につきましては供用時の廃棄物について重点化項目として扱う計画であります。それ以外の項目の選定は御覧のとおりであります。特に御覧いただきたいのが水質の供用時でございますが、先ほど御説明がありましたように基本的に下水道に放流するため、供用時の水質は取り扱わないこととしております。もう一つ、文化財については工事中も供用時も取り扱わない計画としておりますけれども、これは指定文化財が対象事業実施区域内、あるいはその周辺にないために扱わない計画としてございます。

続きまして予測及び評価の手法でございます。24ページを御覧ください。まずは大気質、一般環境大気質について御説明をさしあげます。調査地点の選定方法でございますが、配慮書で実施しました煙突排ガスの拡散予測がございまして、その結果を踏まえながら周辺の集落の分布状況を基に調査地点を設定しております。具体的な調査地点は図を御覧いただきたいと思っております。対象事業実施区域にA案とB案がございまして、どちらになるかによって対象事業実施区域の調査地点が決まっております。それ以外に東西南北の集落の代表地点を番号で言いますと2番、3番、4番、5番と設定しております。おおむね対象事業実施区域から1キロの範囲内で集落がある場所を選定しております。さらに東側の球場の上になりますが、ここに6番を設定しております。これが配慮書の段階で煙突の排ガスの拡散予測を行ったときの最大着地濃度地点が出るところでございますので、そこでも調査をする予定でございます。ここに

は民家は特にないのですけれども、調査を行うという形になります。以上6地点での調査を計画しております。調査項目については資料に記載のとおりでございます。二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、ダイオキシン類、塩化水素、水銀、降下ばいじんという項目です。4季にわたって7日間調査を行う予定でございます。加えまして地上気象と上層気象の調査も行います。

25ページを御覧ください。こちらは沿道大気質の調査の地点ということになります。調査地点の選定は主要な搬入経路を基に設定しております。図を御覧いただきますと対象事業実施区域の南側に東と中央と西側に赤い矢印が書いてございますけれども、一番東側が国道19号で主要な搬入経路になります。それから西側の川沿い、梓川の川沿いにも主要な搬入経路となる道路が通っております。真ん中のBと示してあるところでございますが、こちらは集落の中を通るあまり広くない道路でございますので、基本的にパッカー車は搬入ルートには使わないということになっておりますが、一般の方の持込みは自家用車でも通ることもございますので、こちらを対象としているところでございます。調査項目は二酸化窒素、浮遊粒子状物質、ベンゼンで、2季7日間行う計画としております。

26ページを御覧ください。大気質の予測についてお話をします。まず工事中ですけれども、運搬に係る影響と、それから造成掘削、工作物の解体と舗装工事、コンクリート工事、建築物の工事、これらについて予測を行います。予測項目は御覧のとおりで二酸化窒素、浮遊粒子状物質、粉じんとなりますが、予測手法は定量的な予測をどちらも行ふ計画でおります。供用時につきましては自動車交通の発生と焼却施設の稼働について予測を行います。予測項目は御覧のとおりでございます。予測手法についても大気の拡散予測を行う定量的な方法をやっております。なお、焼却処理施設の稼働というように書いてございますけれども、排ガスに関わる影響がある場合は焼却施設に限らず他の破碎施設ですとか、そういったものについても扱うという計画でおります。

続いて27ページを御覧ください。こちらに騒音、振動の調査地点をお示ししてございます。調査地点の設定については、対象事業実施区域の敷地境界と周辺の集落の分布を基に設定をしてございます。A案、B案がございまして、A案の場合、B案の場合で敷地境界の東西南北の中央に敷地境界の調査地点を設ける計画でございまして、それ以外に北側には民家がずっとありませんので、調査地点は設定してございませんが、東側には川の対岸の2番、南側には3番、西側には4番ということで直近の民家の場所の近くに調査地点を設ける計画でございまして、調査は夏と冬の2季行う予定でおります。

28ページを御覧ください。沿道の騒音、振動の調査でございます。沿道の大気質と同様に主要な搬入道路について調査を行う予定でございまして、こちら調査は夏と冬の2季行う計画でございまして。

29ページを御覧ください。騒音、振動の予測についてです。工事中につきましては運搬と土地造成・掘削・工作物の撤去・廃棄・舗装工事・コンクリート工事・建築物の工事を対象にいたしまして道路交通騒音、それから事業の騒音について予測をする計画でございまして、供用時につきましても自動車交通の発生と焼却処理施設の稼働、焼却施設に限りませんが施設の稼働について定量的に予測を行う予定でございまして。

30ページには低周波音についてお示ししてございます。こちら騒音、振動と似ておりますけれども、対象事業実施区域の敷地境界、東西南北の代表地点に調査地点を設ける予定です。さらに2番として図にお示ししてございますけれども、現施設を類似施設というふうに見立てまして、そこでの低周波音の発生状況を調査する予定でございまして。こちら夏、冬の2季の調査を予定しております。

31ページを御覧ください。低周波音の予測についてです。低周波音につきましては供用時のみの予測としてお示しして、施設の稼働時について類似施設における測定結

果を基に定性的に予測をする計画としております。

32ページには悪臭の説明がございます。悪臭につきましては基本的に焼却施設の排ガスが飛んでいって、そちらの影響が広域の影響として考えられますので、調査地点につきましては環境大気質の調査地点と同様に設定しております。A案でもB案でも対象事業実施区域の敷地境界の風上側と風下側の2地点を加えまして、特定悪臭物質と臭気指数の調査を行う計画としております。こちらも夏と冬の2季を計画しております。

33ページを御覧ください。悪臭の予測についてです。悪臭につきましては供用時のみを対象としまして、自動車交通の発生と施設の稼働を対象に予測をしてまいります。施設の稼働につきましては、煙突排ガスの拡散予測を応用しまして予測をする計画です。

34ページに参ります。水質の調査についてです。調査地点の選定については、周辺の水路の状況と工事中の雨水、湧水が流入する可能性がある河川、水路を設定しております。図を御覧いただきますとA1、A2、B1、B2ということで青い矢印の上に調査地点を設定してございます。先ほど現地を御覧いただきましたけれども、A案の場合ですとその東側に流れている水路、こちらに工事中の濁水等が入ってくる形になります。といいますのは、西側の堤防が高くなっておりまして、流れ込むとすれば東側になるかなということでございます。それも上流側のA1と下流側のA2に調査地点を設けてございます。同様にB案になった場合には御覧いただいたように、B案の西側が崖になっておりまして高くなっておりますので、流れ込むとすればこちらの東側の水路に流れ込むことになります。ですから上流側のB1と下流側のB2を調査地点に設定してございます。調査の項目につきましては資料1を御覧いただいたとおりでございます。生活環境項目につきましては4季、健康項目、ダイオキシン類につきましては2季、工事の濁水については1回、土質については1回の調査を計画しております。

35ページを御覧ください。水質の予測について示してございます。影響要因としましては土地造成、掘削、塗装工事、コンクリート工事を取り上げてまいります。工事中の予測ですので、水の濁りですとか、アルカリ排水の影響を対象といたしまして、対象事業の工事内容と現在の水質や土質の状況を踏まえて予測をしていく計画としてございます。

36ページに参ります。水象と地盤沈下と地形地質をまとめてお示ししてございます。調査地点につきましては、周辺の河川の状況ですとか対象事業実施区域の位置を基に設定しておりまして、図を御覧いただきますと水色の大きな枠で囲った部分について踏査を行いまして、湧水の分布ですとか地下水の利用状況を調査する計画でございます。また地下水の流向流速調査を計画してございまして、これはそれぞれの対象事業実施区域の中で2か所行う計画としております。A案であればA案の中で2か所、B案となればB案の中で2か所、観測井を設置して調査をする計画でございます。また、地下水については1年間の予測を計画しております。

37ページを御覧ください。水象と地盤沈下と地形地質についての予測をまとめてお示ししてございます。工事中は掘削、土地造成、それから工作物の撤去、廃棄という項目について予測をしていく計画でございます。さらに供用時につきましては、建築物、工作物の存在と焼却処理施設の稼働について予測で取り上げる計画でございます。

38ページを御覧ください。土壌汚染についてです。こちらは基本的に焼却施設の煙突排ガスによる土壌への影響をメインで考えておりますので、調査地点につきましては、一般環境の大気質の調査地点と同様に設定しております。調査内容につきましては対象実施区域内地点と周辺の5地点がありまして、土壌の環境基準項目とダイオキシン類を予定しております。予測については工事中は土地造成、掘削、工作物の撤去、廃棄で、残土等の土壌汚染について取り上げる計画としております。供用時につ



きましては、焼却処理施設の稼働と廃棄物の排出処理について取り上げる計画としてございます。

39ページを御覧ください。植物と動物と生態系をまとめてお示ししてございます。調査地点の設定としましては、周辺の自然状況及び対象事業実施区域の位置を基に設定しているというございます。A案の場合とB案の場合とで図を御覧いただきますと破線の位置が異なっております。敷地境界から概ね200mの範囲を目安としまして、その地形ですとか土地利用に沿って調査範囲を決めてございます。調査内容としましては、植物と動物ですが、ほ乳類、爬虫類、両生類、昆虫類、陸産貝類、水生動物、鳥類の調査を予定しております。

40ページには植物・動物・生態系の工事中の予測をお示ししてございます。御覧いただくように、植物については樹木の伐採と土地造成、それから掘削、工作物の撤去、廃棄、舗装工事、コンクリート工事を取り上げます。動物についても同様の報告を取り上げるとともに、建築物の工事も加えてまいります。

41ページには供用後の予測項目を示してございます。こちらにつきましては建築物、工作物等の存在と緑化と施設の稼働を取り上げる計画としてございます。

42ページには景観の調査についてお示ししてございます。調査地点の設定は代表的な眺望地点について人が集まる場所や、車窓からの視認等を考慮して設定というようにしておりますけれども、配慮書で一度景観については扱っておりまして、それと整合させて同じ場所で実際の本調査、本予測をやる計画としてございます。

43ページには景観の予測書をお示ししてございます。若干の樹木の伐採と地形改変、それから建築物・工作物の存在がございますので、それについて異なった手法により予測をする計画でございます。

44ページにはふれあい活動の場についてお示ししてございます。周辺のふれあい活動の場の分布状況を考慮して調査地点を設定しております。まず1番としましてすぐ近くですけれども、平瀬運動公園の野球場、それから屋内ゲートボール場、2番目としまして南側の平瀬緑地、3番目としまして東側の松本市のアルプス公園、4番目としまして対岸の高家スポーツ広場を調査対象とする計画です。4季の調査を行いまして、利用状況の調査をしまして、自動車交通量についても調査をする計画です。

45ページにはふれあい活動の場の予測についてお示ししてございます。影響要因については御覧のとおりですけれども、予測手法としましては騒音と振動と悪臭のそれぞれの項目の調査結果を基に予測を行う計画でございます。供用時についても同様の予測を行う計画でございます。

46ページに廃棄物等の予測をお示ししてございます。現地調査はありませんので、予測についてだけお示ししてございますが、影響要因については御覧のとおりです。それぞれの工事で廃棄物等が発生する可能性がありますので、樹木の伐採ですとか土地造成ですとか、それぞれの項目を入れてございます。これも工事の施工計画と環境保全措置及び類似事例の参照等により予測を行う計画でございます。供用時につきましては、廃棄物の排出・処理について取り上げる計画です。

47ページを御覧ください。温室効果ガスの予測でございますが、供用時については自動車交通の発生と施設の稼働について取り扱う予定です。なお、こちらでも焼却施設と書いてございますが、焼却施設以外の施設の稼働も扱うとともにごみの処理だけに限らず附帯する事務事業についての排出量も扱う計画としてございます。

48ページに日照障害についてお示ししてございます。冬至日に1回対象事業実施区域周辺の踏査をいたしまして、日陰状況の調査を行う計画です。予測としましては供用時の日照障害について数値シミュレーションにより予測をする計画でございます。

49ページ、電波障害の調査ですが、現地調査は1回テレビ電波の受信状況について対象事業実施区域周辺で影響のおそれがある範囲で調査を行います。予測につきましては、建築物・工作物等の存在による影響を電波障害予測計算式により予測する計画でございます。

最後にまとめまして50ページでございますが、評価方法を整理してございます。大きく分けて2つございまして、環境に対する影響緩和の観点ということで、環境保全措置等の内容を明らかにして実行可能な範囲で影響緩和ができる限り図られるかどうかの見解をお示しするものと、それからもう一つ、環境保全のための目標等との整合の観点ということで、環境基準や規制基準、その他の保全目標を設けて環境保全目標を達成できるか否か、または現状の環境を悪化させないか等により評価をする方法を取る計画でございます。

調査の方法までの説明は以上です。

事業者  
田中  
(松塩地区広域  
施設組合)

続きまして5番の手続状況、51ページをお願いいたします。現在この方法書の縦覧中でございまして、縦覧期間は1月6日から来月2月6日まで、それから意見の募集期間は同じく1月6日から、こちらは2月20日までとしております。また方法書の説明会の開催を予定してございます。今月1月27日(金)は平瀬川西地区、これは地元の町会でございます。そちらを対象に説明会を行います。それから翌28日(土)には松本市民、安曇野市民を対象としました説明会をこちらのクリーンセンターで行います。また同日、こちらは夜でございますが、こちらも隣接地区としまして安曇野市の熊倉地区に出向きまして、対象に説明会を行う予定でございます。

それから先ほど申し忘れた部分がございますので、申し訳ございませんが、もう一度11ページを御覧いただきたいと思っております。建設候補地の絞り込みにおきまして、現在A案、B案、今日見ていただいたところ、こちら2案を設定してございますが、ここまでA案、B案に絞るまでに実はこの地図で言いますと上の部分、現クリーンセンターの上に平瀬運動広場がございます。当初、こちらを建設した頃からつい去年、一昨年位までこちらの平瀬運動広場に新ごみ処理施設の建設をしていきたいという方針であったのですが、こちらが昨年度河川事務所に伺いまして相談をしたところ、ここの平瀬運動広場のところは現在河川区域に指定されております。霞堤の機能をこちらで機能としているとのことで、こちら側には建設が難しいという指導を河川事務所からいただきましたものですから、こちらは候補から外して、今日お示したA案とB案ということで絞り込みを行っております。

説明は以上でございます。

鈴木委員長

どうもありがとうございました。

それでは、ただいま御説明いただいた内容につきまして委員の皆様から御質問・御意見を頂戴したいと思います。最初に資料1の20ページまでの概要の中で御質問・御意見がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

陸委員お願いします。

陸委員

事業の目的、必要性というところ、資料1の8ページになります。5つ四角があり、下から3つ目と2つ目、1つは平瀬環境エリアの創出を目指すというところ、もう一つは学び・遊び・癒しが一体となって体験できるというところ。とてもよい項目設定だと思いますので、ぜひ大切にやっていただきたいのですが、さらに具体的に、題目とするだけではなくて、実行性があるような形でやっていただきたいと思っております。

資料1の14ページに、学び・遊び・癒しという図が出ていますが、それぞれのところに拠点があって、それぞれがやっていく形ですが、行政がやるとどうしても縦割り発想になってしまいますので、これを本当に一体としてやっていただくには、地域の住民の方とか市民団体に設計の段階から参加をいただいて、ぜひ一緒に具体的な構想、活動内容を作っていただくことが必要です。近くにあるアルプス公園の中で環境学習のような活動が盛んにやられていると思いますので、そういうところとも連動しながら一緒にやっていくことを考えていただけたらいいと思います。

	以上です。
鈴木委員長	ありがとうございます。事業者さん、何かございますか。
事業者 田中 (松塩地区広域 施設組合)	今御助言いただいた地元もちろんのこと、そういった団体ですとか、幅広く色々なところに相談をしまして、いいものにしていきたいと思っております。 以上です。
鈴木委員長	他にございますか。 では梅崎委員からお願いします。
梅崎委員	配慮書からの重複の質問になるかと思いますが、少し確認をさせてください。資料1の20ページの基本計画の概要のところ、A案、B案どちらについてもごみピットは10m程度の掘削ということですが、この掘削を含めて、現況の施設と新たな施設で大きく違うところがあるのかについて、まず説明してください。
鈴木委員長	現状は何m位掘ってあるのでしょうか。
事業者 山下 (松塩地区広域 施設組合)	今のピットの深さは大体地下6m位になりまして、コンクリートの厚みが1mという状況になっております。新しい施設になりますと、焼却規模が450tから360tに下がりますので、ピットの大きさもちょっと小さくなるのではないかと考えておりますが、まだ実際にピットの深さが何mになるかは決まっていません。
梅崎委員	その他の施設は、今日、見学させていただいたような、少しかさ上げしたような形になりますか。その辺りもまだ決まっていないのでしょうか。 それも踏まえて追加ですが、現地視察のときにも申しましたけども、浸水予測区域としてハザードマップに指定されていて、資料1の20ページでは0.5から3m未満と幅があるのですが、方法書2-112ページに載っている上下のハザードマップの違いを含めて、その数値について説明してください。
事業者 縣 (松塩地区広域 施設組合)	先ほどの方法書2-112ページのハザードマップにつきましては、松本市が公表しているものになります。上と下の違いですけども、上が青色の四角で、100年に一度の大雨が降る場合を想定しております。下が赤色の四角になります。1,000年に一度の大雨が降る場所になりまして、雨がどれ位降るかという強度が違うという形になっています。100年に一度につきましては、こちらも0.5から3mのところになります。下の1,000年に一度になりますと、3mから5mという形になりますので、こちらによって強度が違ってくるとい形になります。
梅崎委員	繰り返しになりますけど、100年に一度でも、0.5から3mという大きな幅が計算上は出てくるのですか。0.5が100年で、3mが1,000年というわけではなくて、一応これだけの幅があるということですね。
事業者 縣 (松塩地区広域 施設組合)	そうです。
梅崎委員	今の説明ですと、1,000年に一度になると、5mという数値も出てくるということで

すか。

事業者  
縣  
(松塩地区広域  
施設組合)

はい。場所によっては出てくるという形になってくるのですが、それは現在地の駐車場に使っている部分が、一部それに該当してくる形になってきます。

梅崎委員

分かりました。  
もう一点。後で質問が出るとと思いますが、施設計画がまだしっかりと決まっていな  
いと思うのですが、盛土を造成するかどうか、かなり全体的な構想、環境影響評価  
に関わってくると思いますので、ある程度決まっていたら、少しお話しいただけ  
ないでしょうか。

事業者  
田中  
(松塩地区広域  
施設組合)

今、盛土をするとか掘削をするというあたりについては、例えばA案の食肉公社側  
になった場合、それからB案の球場側になった場合で、多少変わってくる場所もあ  
るということも想定されるので、やはり建設地が決まってから、基本設計の段階で検  
討を進めまして、次の準備書のときには、そういったこともある程度お話しできると  
思っております。

梅崎委員

なるべくそういう構想が分かりましたらお知らせいただければと思いますが、今仰  
られたことを踏まえて、調査、影響評価の予測等をやっていただければと思います。  
以上です。

鈴木委員長

今の件なのですが、掘削の深さがいくつになるかで、梓川もしくは奈良井川の水面  
との差、どちらが高くなるか低くなるかで影響が異なってきます。そうすると地下水  
の流れにも工事中に影響が出ますので、それを考慮した上での調査をお願いしたいと  
思うのですが、よろしいですか。

事業者  
田中  
(松塩地区広域  
施設組合)

承知いたしました。

事務局  
中島  
(県環境政策課)

今回、方法書ではA案とB案という複数の案が出ております。基本的な確認なので  
すが、次の準備書の段階では、1案に絞られるというお話でよろしかったですね。

事業者  
田中  
(松塩地区広域  
施設組合)

はい、準備書の段階では1つに絞ってお示してまいります。

事務局  
中島  
(県環境政策課)

ですので、方法書の次の手続、調査結果を踏まえた予想評価が準備書として出てく  
る時には、A案なのかB案なのか、A案だったらリサイクルセンターを含めるのか含  
めないのかということも、掘削深度も、ある程度決まった段階で、その調査結果を踏  
まえた予測評価が出てくるということです。そのため、上田の焼却施設とは少し異な  
りまして、方法書の段階で2案ありますので、いずれの可能性も考慮した上で、より  
適切な調査地点があるのではないかと、その調査方法が適切か、こういう方法を別  
途検討したほうがいいのかというご意見を委員の皆様からいただきたいと存

じます。また、アセスでよくあるやり方なのですが、最も影響が多い場合を想定して調査地点を選ぶべきだとか、そういう少し幅のある審議を今回は求められているという印象を持っております。

鈴木委員長

他にございますか。  
北原委員ですね、お願いします。

北原委員

事業計画の概要ということで、工事中としている中に、現有施設の撤去については触れていないのでしょうか。まずこの現有施設の跡地はどうなるのか。それで、撤去したときの影響評価について、ここでは触れないということなのでしょうか。よく分からないので教えてください。

事業者

田中

(松塩地区広域  
施設組合)

この現施設の撤去なのですけれども、こちら先ほど視察のときに少し説明したかもしれませんが、例えばB案の野球場となった場合には、少し敷地が狭いものですから、プラスチックリサイクル施設を同時に野球場の中に移設することができないということを想定しています。そうなりますと、現在ここにある焼却プラントを解体後にプラスチックリサイクル施設を移設又は新設ということになるものですから、こちらについてもA案かB案が決まった段階で、この現施設の跡地利用をお示ししたいと考えています。今同時に策定をしている基本計画も、建設地についてはA案、B案の2案でこの年度末に一旦策定をいたしまして、A案かB案が決まりましたら、事業計画については基本計画を正式に改定しまして、その中にこの跡地利用も同時にお示ししたいという予定で進めております。

以上です。

北原委員

そうしましたら、ちょっと先になりますますが、資料1の37とか38ページあたり、工事の中に入って来る工作物の撤去・廃棄というのは、現在の焼却施設の敷地外にある工作物の撤去のことなのでしょうか。現在の焼却施設の撤去のことなのでしょうか。

事業者

味澤

(環境技術セン  
ター)

例えば37ページにございます工作物の撤去につきましては、A案、B案の敷地の中にある構造物の撤去を想定しております。新ごみ処理施設を造るまでの間、今の焼却施設は動かし続けなければなりません。ごみの処理を継続しなければなりませんので、新しい新ごみ処理施設の焼却が動き出してしばらくしてからしか今の焼却施設は壊せないという状況になります。A案、B案に整備する施設の差がありますので、どこまでが新しい施設になるのかは違ってまいりますが、今の焼却施設そのものは、新ごみ処理施設の整備の事業には含まれないという扱いです。

北原委員

そうしますと、準備書ではA案かB案が決めたものを出してくるということですが、そのときに今の焼却施設の撤去についても、調査結果や予測を出してくるということですね。

鈴木委員長

現有の焼却施設は出てこないんですね。

北原委員

現有の焼却施設は、ここでは審議しないということになるのですか。

事業者

味澤

(環境技術セン  
ター)

現有の焼却施設については、解体について、このアセスに含まれていないということがございます。

北原委員	事務局にお伺いするのですが、上田地域広域連合の場合、この前は現有施設の撤去について審議するという決まったと思うのですが、ここでは触れなくてよろしいのですか。
事務局 中島 (県環境政策課)	アセスの対象事業を行うに当たってどこまでを一体の事業として見るのかということは、一義的には当然事業者、今回ですと松塩地区広域施設組合の判断ということになります。上田地域広域連合の場合は現有施設のし尿処理施設を解体した上で新しい焼却施設が建てられないということであり、これについては一体として整理をされ、一体として予測評価をされております。一方、ここに記載の現有施設というのは、例えば、B案の運動公園のほうでの整備に当たっては、ゲートボール場ですとか、いわゆる事業実施区域内にある施設、これは撤去しないと事業目的である焼却施設の建設ができませんので、当然一体であるという判断で、その撤去も含めた影響について予測評価をしていくという整理です。上田のし尿処理施設と異なり、稼働している現在の松本クリーンセンターは撤去しなくても新しい焼却施設自体は建設できますので、結果として撤去はしますけれども、事業者としては別事業として整理をされているという理解でよろしかったでしょうか。
事業者 田中 (松塩地区広域 施設組合)	そのとおりでございます。
鈴木委員長	よろしいですか。 他にございますか。 高木委員、お願いします。
高木委員	現施設が、可燃ごみ処理施設と、リサイクルプラザと、容器包装プラスチックリサイクル施設と、リサイクルセンターの4種類ございますよね。可燃ごみの処理施設に関しては、年数がたってきて30年で新しくしなければいけないというのは分かったのですが、よく考えてみると、他の3施設に関しても、どうしても新しくしなければいけないものなのではないでしょうか。新しくして一体化したほうが便利だというのは分かるのですが、それなりに予算もかかることでもあり、全部壊してまとめてきれいにつくり直そうという前提で物が進んでいるような気も少しするのですが、これは壊して新しくしないといけないものなのではないでしょうか。
鈴木委員長	いかがでしょうか。
事業者 田中 (松塩地区広域 施設組合)	こちらは一体整備を基本としています。といいますのは、まずごみ処理施設ですけども、今、可燃ごみとプラスチック類、それから破碎ごみを受け付けていますが、例えば可燃施設だけが新しいところに建ち、破碎施設やプラスチックがここに残ることを想定しますと、その分敷地も広がるものですから、例えば捨ててきた方がぐるぐると回らなければいけないという利便性が、一体整備をする上での一番の根拠になるかと思えます。また、破碎施設もプラスチック施設も、同様の時期に造っていて、これで30年余り経過するということがありますし、一番は使っていただく方の利便性を考えての一体整備という考えでございます。
鈴木委員長	よろしいですか。 他にございますか。 森川委員、お願いします。

森川委員

先ほどの高木委員の御質問ともかぶるのですけれども、やはり30年ということ建て替えということですが、その背景をもう少し詳しく知りたいと思っております。途中で長寿命化の工事をなされたということですが、これはもともと計画にあって、ここでやらなければいけないということでやられたのかどうか、まずそこが知りたいです。それと、稼働が少し長いほうが、新しく建てるよりは環境やエネルギーなどに利点はあると思う一方で、今度はかなり規模が小さくなりますよね。長期に見ると早く小さくしたほうがよりエネルギー的にもいい、とかそういうことが背景にあるのかどうかをお聞きしたいです。あと、現有施設が平成11年から稼働ということですが、ダイオキシン法が施行されたときとちょうど重なっています。もちろん新しい設備がきちんといい設備になると思うのですが、現有設備はちょうど端境期だったと思うので、現有施設がどういう状況のものが置かれていて、どうだったのかということをお聞かせください。

事業者  
田中  
(松塩地区広域  
施設組合)

最初の御質問でございます長寿命化を行ったという経緯ですけれども、こちらは、ごみ処理施設の焼却等の機能がやはり20年程度が経ちますと低下してくるということがございます。そこですぐさま新しいものを造るのではなくて、大規模な機能の回復工事を行って、さらに10年ないし15年使用するという大きな環境省からの方針もございます。また、すぐさま20年で新しいものを建て替えるという、先ほど委員からもありました予算の話もありますので、今回は、適切な機能低下のタイミングで大規模改修工事を平成26年に行いまして、その時点でさらに10年から15年程度使える機能回復を行って使っているといった状況でございます。

2点目につきましては担当から御説明します。

事業者  
高村  
(松塩地区広域  
施設組合)

ダイオキシン類については、現状ごみピットがあるのですけれども、捨てられたごみですとやはり偏りがあり、そのまま投入すると不完全燃焼等によりダイオキシン類が発生する可能性が高くなりますので、クレーンによる十分な攪拌をしてごみ質を均一化するということをまず第1点にしております。

第2点としましては、ガイドライン等にも燃焼ガス温度を800度以上に保つというのがあるのですが、当施設では850度以上に保って2秒以上滞留させて、ダイオキシン類の分解を促進しております。その後、排ガスとして煙道等に行くのですけれども、その途中でダイオキシン類が再合成しないように急冷しております。温度としては200度以下が推奨されているのですが、当施設では160度位に急冷しております。さらに煙突から出すときなののですけれども、ダイオキシン類等を取る特殊反応助剤と消石灰を混ぜたものをバグフィルターに入る手前で吹きつけて、排ガスとして出しております。直近のダイオキシン類の測定データなののですけれども、排ガスや焼却残さ(焼却灰や飛灰)の測定結果については、法基準値をいずれも十分下回る結果になっておりますので、御心配されているダイオキシン類特措法がまだ施行されていないときの黎明期の施設ですけれども、現状ダイオキシン類等については問題なく対応できている施設となっております。

森川委員

ありがとうございました。そうすると最初の質問では、もともと現有の炉は、30年ではなくて20年位が寿命なのだけれども、そこを改修によって耐えられるようにして、もともとの計画で30年ということであったけれども、その中でもっと大きい炉の交換のようなことは避けて使ってきたというのがお答えということでしょうか。

事業者  
田中  
(松塩地区広域  
施設組合)

かなり機能性のある建物なので、15年位で炉の機能が下がってきてしまうと、例えば、先ほどのダイオキシンではないですけど、そういった環境にも影響が出てくるといったことも懸念されます。そのため、まず15年程度使って、機能回復の改修を行っ

施設組合)	<p>て、それからまた10年、15年使うというのは、当初施設を建てたときに30年、40年使うというきちんとした計画があったかどうかは、帰ってしっかり見させてもらいたいと思うのですが、15年位で機能が低下したときに、やはり新しいものを建てるということではなくて、もう少し長く使おうということで改修をしたところです。</p>
森川委員	<p>そうですね。30年というのが、ここにきちんと約束のような形で書かれていたもので、そうなのかなと思った次第です。ダイオキシンのほうもありがとうございました。そういう炉であるということで、国の運用をきちんとされているということで、もちろん今も大丈夫だけれども、さらによくなるということですね。ありがとうございます。</p>
鈴木委員長	<p>ありがとうございます。 他にございますか。 では続きまして、環境影響評価項目の選定から評価の方法、手続状況まででお願いしたいと思いますが、資料1の21ページ以降で何かございますか。 梅崎委員、お願いします。</p>
梅崎委員	<p>資料1の22ページに選定項目の一覧が表示されています。水質のところの供用時は評価しないということなのですが、現状ではモニタリング等はやられていないのですか。何かそういう項目はないのでしょうか。</p>
<p>事業者 味澤 (環境技術センター)</p>	<p>現状では水質のモニタリングについては、特にやっておりません。</p>
梅崎委員	<p>委員長のご専門だと思いますが、今回の場合は盛土をするしないこともあるでしょうし、水象ということで、水位等は調査されるのでしょうか、河川からの洪水の場合も考えると、やはりそういう時の水質ということで、どうなのかなというのが質問です。</p>
<p>事業者 味澤 (環境技術センター)</p>	<p>水質につきましては、資料1の34ページで御覧いただけますように、現況のモニタリングはやってございませんが、現況の水質については、きちんと毎年調査で把握する計画にしております、それに対して影響の予測も行う計画でございます。</p>
梅崎委員	<p>有事の場合に、事後対策、モニタリングが必要ではないかということが趣旨です。そこまでは大丈夫ですという御意見であれば、それは結構なのですが、懸念としてそういうこともあるのかなということです。 続きまして、地盤沈下が簡略化項目になっているのですが、これによる地形の変状等が起きることがありますし、盛土に水が入る入らないことが安定性の重要な問題なので、地盤沈下、地盤変状というところも踏まえると、やはり簡略化項目ではなくて標準項目なのかなと思いますが、いかがでしょうか。</p>
<p>事業者 味澤 (環境技術センター)</p>	<p>地盤沈下を少し狭く捉えていたようでありまして、つまり一般的にいう浅水沈下とか地下水の汲み上げによる沈下、これについては起こらないだろうと思いき、簡略化項目としたわけですが、それ以外の地形の変動については考慮していなかったのが実際のところなんです。</p>



梅崎委員

環境影響評価の項目自体が地盤沈下というようになっているので、どうしてもそこだけに焦点が絞られるのですが、どちらかというと、今までの色々な施設でも、先ほどの地盤変状とか盛土の崩壊とかも、やはり地盤沈下と同じ位重要ですので、法律的にどうかというのは分かりませんが、今仰られたように、少し広い地盤変状というような関係で対応していただければと思います。

事業者  
味澤  
(環境技術センター)

ありがとうございます。

鈴木委員長

これに関連して、水質のところなのですが、たしか安曇野のごみ焼却施設のときも川の近くの同じような場所でしたよね。そうしますと、工事中に掘削や盛土があるということになると、当然ながら川に対する影響は、どうしても考えざるを得ないのではないかと思います。今日御説明いただいたように、大きな河川だけではなくて、まさに湧水が流れていくところとか、あと農業排水が流れていく小さな川等がございますので、簡略化項目ではなくて標準項目位の調査をお願いできればと思うのですが、いかがでしょうか。

事業者  
味澤  
(環境技術センター)

御意見ありがとうございます。仰るとおりと思います。

鈴木委員長

よろしくをお願いします。  
他にございますか。  
小澤委員、お願いします。

小澤委員

資料1の38ページの土壌汚染、こういう焼却施設ですと、土壌汚染の関係というのは結構廃棄物と絡むので、それも一緒に確認をしたいと思います。まず、土壌に関して、事業実施区域内での掘削等はやると思うのですが、残土という言い方になるのでしょうか、区域外への搬出を想定しているのでしょうか。それとも区域外に出ていくものはないという想定がされているのか、そこをお伺いしたいです。

事業者  
味澤  
(環境技術センター)

先ほどお話があったように、詳細な工事計画は決まっておられませんけれども、さらに工事区域内の切り盛りも均衡させて入れたり出したりしないようにするとか、設計の理想ではありますけれども、この場合ですと、ごみピットを造るのに結構な掘削が発生する可能性がありますので、敷地内から土砂の搬出があることを想定して、調査を計画しております。

小澤委員

分かりました。区域外へ搬出を想定しているということですね。  
次に、廃棄物絡みで土壌汚染ということの中で、先ほど事業計画の排水処理計画のところ、プラント排水とか洗車排水を処理後下水道に放流と書かれていますが、これはつまり現状では、こういった排水は下水道に放流する前に、排水処理をしているということなんでしょうか。例えば、それに伴う廃棄物が出るという想定はしておいたほうがいいのかがよく分からないものですから、確認したいと思います。

事業者  
松橋

下水道放流の前に処理をしているかという質問だったかと思いますが、水質処理はしております、放流水の下水道の検査等も、管理市の松本市水道局からして

(松塩地区広域  
施設組合)

いただいて、一定数値以下になってから排水をするようにしてございます。

鈴木委員長

処理をすれば、廃棄物が出るのではないかと御質問ですよね。その廃棄物をどうするのですかということです。

事業者  
味澤  
(環境技術セン  
ター)

現施設の処理がどうなっているのかということをお話いただきましたけれども、プラント用排水と洗車排水、これは下水道放流する前に処理が入っておりますが、そこで出た残さというのは、焼却のほうに戻して焼却処理に回しているということでございますので、それが新たな廃棄物として排出されていることは、現状ではないということです。ですので、新しい施設についても、詳細は決まっておりますが、同様に廃棄物が出ないものとお考えいただいてもいいと思います。

小澤委員

分かりました。いわゆる普通に焼却残さとして出てくる廃棄物に入っているということで承知をしたいと思います。

それに関して、廃棄物の搬出の話になりますが、現状の施設で、焼却残さもしくは先ほどの破碎施設で不燃物が出てきて、可燃物は焼却に戻すという話ですけども、不燃物はどこかに搬出されているのではないかと思います。この場内にストックされているとは思えないので、それが現状ではどこに搬出されているか、また、新しい施設ではどういう想定をしているかについて伺いたいと思います。

事業者  
松橋  
(松塩地区広域  
施設組合)

リサイクルプラザの破碎設備での破碎残さ、焼却以外の破碎残さの処理ですけども、焼却施設での破碎残さに関しましては、最終処分場への埋立処理となりますので、基本的には最終処分業者に引き渡しております。新施設に関しましては、基本は今の処理方式と同じでいくと考えておりますので、同じく破碎残さに関しては、埋立処分となると思います。

小澤委員

分かりました。最終処分場はこの近郊にあるのでしょうか。例えば県外にあるものなのでしょうか。

事業者  
松橋  
(松塩地区広域  
施設組合)

最終処分場に関しましては、構成市村ごとに埋立場所が変わります。管理市の松本市に関しましては、この島内地区の近くに最終処分場を持っているのですが、現状整備中になりまして、今は県外に埋立てを委託しているところでございます。それ以外の構成市村の塩尻市に関しましては、同じこの松塩地区広域施設組合の中で最終処分場を持っておりますが、そこだけでは埋立てができない量もありますので、県外への委託も併せて行っているところです。将来的にも現状の委託及び自分の処理施設での埋立てを継続して行っていく予定となっております。

鈴木委員

他にございますか。  
江田委員、お願いします。

江田委員

資料1の40ページで動物、生態系ということで、注目すべき種及び個体群を調査するというのですが、今日現地を視察したところで、特にA案の河原沿いに大量のツメレンゲという植物がありまして、恐らくクロツバメシジミが生息しているのではないかと考えられます。また、恐らくコマツナギという植物がありまして、同じく希少種のミヤマシジミが生息している可能性がありますので、ぜひ希少種と、その希少種の食草もセットで調べていただきたいと思います。

以上です。

<p>事業者 味澤 (環境技術センター)</p>	<p>御意見ありがとうございます。配慮書に対する安曇野市長の意見でその辺の情報が寄せられておりました、認識はしてございます。方法書には種の食草ですとか、種に特化した調査方法は詳しく書いてございませんけれども、その辺は手厚く調査をする計画でありますので、よろしくをお願いします。</p>
<p>鈴木委員長</p>	<p>引き続きお願いします。 他にございますか。 佐々木委員、お願いします。</p>
<p>佐々木委員</p>	<p>資料1の42ページの景観の調査場所なのですが、今日この敷地A案、B案などを一緒に周らせていただきまして、やはりよく見えたのはアルプス公園の展望台ですか、あれの名称は分からないのですが、あんなにきれいに見えるということは、当然あそこからも見えるということですよ。ですから、景観の調査地点は、全部大体同じような標高のところなのですが、アルプス公園、つまり上からの眺望でどうこの景観が変わるのが気になりますので、アルプス公園も調査地点に加えていただきたいと思います。 以上です。</p>
<p>鈴木委員長</p>	<p>いかがでしょうか。</p>
<p>事業者 味澤 (環境技術センター)</p>	<p>配慮書で一度景観については扱っているのですが、そのときに検討をいたしました。実際に現地に行きまして、展望台からどのように見えるのかというのを確認してもらいましたけれども、配慮書にもこちらにも証拠の資料等がつけていないので分かりにくいかと思っておりますけれども、結構見えにくい。こちらからは、展望台はよく見えるのですが、展望台の窓の角度と、それから見下ろしの角度と、そういったものを踏まえると、ごく自然に展望台を御利用になる方からすると、ほとんど見られないようなレベルと判断をしまして、配慮書では対象ともしませんでした。それと同じ理由で、方法書でも扱っていないというのが現状でございます。</p>
<p>佐々木委員</p>	<p>他の地点でも、隣接地に建て替えですから、それほど大きな差は出てこないと思います。ですから、アルプス公園の展望台から見えにくい、おそらくそれほど差はないだろうという予測はつくのですが、やはり確認として、どのように見え方が変わるのか、それだけでもやっていただきたいと思います。</p>
<p>事業者 味澤 (環境技術センター)</p>	<p>御意見ありがとうございます。調査地点に加えて予測評価をすることは可能だと思います。特に、現在見えにくくて、しかも将来それほど目立たないということが、関心事項の1つにはなるかと思っておりますので、見てまいりたいと思います。</p>
<p>佐々木委員</p>	<p>そのことを確認してほしいということをお願いします。</p>
<p>鈴木委員長</p>	<p>他にございますでしょうか。 陸委員、お願いします。</p>
<p>陸委員</p>	<p>触れ合い活動の場、資料1の45ページです。予測の手法の中に「騒音」「振動」「悪臭」の結果というのが入ってまして、これはぜひ入れていただきたいのですが、景観の結果もぜひ入れていただきたいです。触れ合い活動の場からの見え方ではないのですが、見え方がどのように変わっているか、景観がどのように変化しているかということは、人の活動に非常に影響がありますので、入れていただければいい</p>

ます。いかがでしょうか。

事業者  
味澤  
(環境技術センター)

御意見ありがとうございます。仰るとおりだと思います。触れ合い活動の場のそれぞれの地点からも、現況の写真撮影とフォトモンタージュによる予測を、するかどうかは置いておいたとして、触れ合い活動の場からの景観の変化については、何らかの形で取り上げたいと思います。

鈴木委員長

ありがとうございます。  
他にございますか。  
大窪委員、どうぞお願いします。

大窪委員

資料1の39ページ、植物、動物、生態系の調査についてです。調査そのものの方法ではなくて、これから重要種をピックアップしていくのですが、重要種のもとになる方法書の自然環境の説明の中に、注目すべき動植物のリストアップがありまして、これを作成するに当たって文献調査を行っていただいています。その中に、安曇野市版のレッドデータブック2014を入れていただいているのですが、今年度に改定版が出ますので、できれば今後準備書を作っていくに当たって、改定版も引用していただいて、注目すべき動植物についての表をバージョンアップしていただきたいという意見です。いかがでしょうか。

事業者  
味澤  
(環境技術センター)

御意見ありがとうございます。準備書の段階では、必要な動植物の選定については、最新の文献でもって選定してまいりたいと思います。お話のあった安曇野市の新しいレッドデータブックについても、当然盛り込んでまいりたいと思います。

大窪委員

よろしくお願いします。

鈴木委員長

ありがとうございます。  
他にございますか。よろしいでしょうか。  
そうしましたら、予定の時間を大分超過しておりますので、本事業に係る審議は、ここまでとさせていただきます。

(休憩)

鈴木委員長

それでは、次に議事(2)の「中央新幹線下條村内発生土置き場(睦沢)における環境保全について」です。  
まずは事務局から資料の説明をお願いします。

事務局  
中島  
(県環境政策課)

資料2-1は県に提出された発生土置き場(睦沢)における環境保全についてまとめた計画書です。資料2はその概要をまとめたもので、本日はこの資料2を中心に説明がなされる予定です。

この発生土置き場については、環境の調査及び影響検討の結果についてとりまとめた図書が令和4年1月に提出されており、その内容について同年2月17日の技術委員会においてご審議いただいております。参考資料は、その審議内容等を踏まえて事業者に述べた助言と、その助言に対する事業者の対応方針です。

オンラインで参加の大窪委員におかれましては、以前送付した電子データを、適宜ご覧ください。なお、資料2-1には、希少種の位置等などの非公開情報が含まれていますので、取扱いにご注意願います。

鈴木委員長

ありがとうございました。では事業者から説明をお願いします。

事業者  
安住  
(JR東海)

では、事業者として早速ですが、下條村内の発生土置き場（睦沢）における環境保全について、JR東海環境保全事務所長野の安住が御説明いたします。よろしく御願いたします。

お手元にお配りしております資料2を使って順に御説明いたします。では2ページ目を御覧ください。本章の構成について御説明いたします。本章は御覧の5章の構成となっております。第1章が本書の概要、第2章が工事の概要、第3章が環境保全措置の計画、第4章が事後調査及びモニタリング、第5章が発生土置き場の管理計画になります。最後に移植等を行っておりますので、そちらを非公開情報というか場所等は伏せて御説明いたします。

では続いて3ページ目を御覧ください。第1章の本書の概要について御説明いたします。読み上げさせていただきますが、本書は長野県下伊那郡下條村において計画している発生土置き場について、「中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価書【長野県】平成26年8月」（以下「評価書」という。）及び「下條村内発生土置き場（睦沢）における環境の調査及び影響検討の結果について（令和4年1月公表）」（以下「調査・影響検討結果」という。）に基づいて実施する環境保全に関わる具体的な計画、並びに工事中・工事完了後に周辺環境への影響を回避、または低減するための管理計画について取りまとめたものになります。なお、本ページから資料右上段部に「下條村内発生土置き場（睦沢）における環境保全について（以下、本編とする。）」のページ番号を記載しております。

続いて4ページ目を御覧ください。第2章の工事概要について御説明いたします。こちらは発生土置き場（睦沢）周辺を拡大した位置図になります。中央付近に赤色で示す範囲が改変範囲で、阿知川の南側、緑色で示した国道151号沿いに位置しております。この改変範囲について工事における環境保全計画を取りまとめております。

続いて5ページ目を御覧ください。こちらは発生土置き場（睦沢）付近の現況の航空写真です。現地は主に耕作地及び山林で構成されております。

続きまして6ページ目を御覧ください。こちらは発生土置き場（睦沢）付近を隣接する道の駅から撮影した現況の写真になります。

続きまして7ページ目を御覧ください。こちらは発生土置き場（睦沢）の工事の規模及び概要をお示ししております。工事の規模は面積が約100,000m<sup>2</sup>で、容量が約1,150,000m<sup>3</sup>となります。工事完了後は下條村が村事業として利用する計画で、工事完了後の管理は下條村に引き継ぐことで協議中です。工事の概要ですが、発生土置き場（睦沢）は林地開発の手引き及び「砂防指定地内行為に関わる技術審査ガイドライン（案）」等に基づき設計し、安全な盛土を造成する計画です。発生土置き場（睦沢）における排水計画は、造成地外からの流入水を造成地を迂回して流下させるために、付け替え後の火沢川（開渠）、水路（開渠）及び水路（暗渠）を設置し、造成地内の排水（雨水浸透水や湧水等を集水、流下させる）のために、雨水排水路、地下排水管の本管及び地下排水管の枝管を設置します。なお、造成地内の排水は、調整池兼沈砂池を経由して下流の火沢川へ合流させます。また、盛土の安定性をさらに向上させるために、埋設堰堤を盛土中央部に、擁壁を盛土最下流部に設置する計画としております。

続いて8ページ目を御覧ください。こちらは発生土置き場（睦沢）における現況の平面図です。図面の上が北を示しており、国道151号を灰色で示しております。凡例として造成範囲を赤色、現況の火沢川の開渠部分を青色の実線で、現況の火沢川の暗渠部分を青色の二重点線で示しております。また現況の村道1号を黒色点線で示しております。また図面の下が上流側、図面の上が下流側であり、火沢川は阿知川を経由して天竜川へと流下しております。

続いて9ページ目を御覧ください。こちらは発生土置き場（睦沢）における計画平面図です。まず工事区画について御説明いたします。中央から北側、つまり図の上側

を工事A区画、南側、つまり図の下側を工事B区画としております。大規模な造成工事となるため、2つの区画に分けて工事を行うことを考えております。続いて造成計画を凡例に沿って御説明いたします。赤色が造成範囲、薄い灰色が造成後の平坦部、薄い黄緑色が造成後の斜面部、濃い緑色が下條村の利用計画の中心箇所となる緩傾斜部となります。中央部には付替後の村道1号をオレンジ色で示しており、国道との交差点改良を実施する2か所をピンク色で示しております。次に排水計画として先ほどの工事概要と重複する部分もございますが、造成地外からの流入水を流下させるために青色の実線で示す付替後の火沢川（開渠）、青色二重点線で示す水路（暗渠）、黄色で示す水路（開渠）を設置いたします。水路（暗渠）と水路（開渠）は最終的には付替後の火沢川（開渠）に合流した後、調整池兼沈砂池を迂回して現況の火沢川に合流します。また、造成地内の排水のうち盛土の表面の雨水を集水、流下させるために茶色で示す雨水排水路や、次のスライドで説明する地下排水管を設置します。なお、造成地内の排水は造成範囲の最下流部に設ける調整池兼沈砂池を経由して、下流の火沢川に合流させます。また、盛土の安定性を更に向上させるために埋設堰堤及び擁壁をそれぞれ設置します。

続いて10ページ目を御覧ください。こちらは発生土置き場（睦沢）における地下排水管の計画平面図です。水色が地下排水管の本管で、ピンク色が地下排水管の枝管となります。地下排水管（本管）は現況の火沢川的位置や沢筋に沿うように設置し、地下排水管（枝管）は魚の骨のように盛土全体に設置し、地下排水管（本管）により集水しやすくなるようにしております。地下排水管の周囲には基盤排水層と呼んでいる碎石の層を設けて管への集水を促すようにしております。また地下排水管（本管）の下部には補助管を設置いたします。なお、盛土中央部の小松原橋より下流は本管・補助管ともに2本設置しております。ここは小松原橋の下の沢が合流する部分ですが、地下排水管については合流させず本管・補助管ともに別管にすることで、流量が多くなると想定される盛土下半分の安全性をより一層高めております。地下排水管は穴が空いた有孔管で造成地内の排水のうち浸透した雨水や湧水を集水し、流下させるために設置し、調整池兼沈砂池を経由して火沢川に放流させます。

次のページでは、こちらの図に示しております断面①で切った縦断面図と断面②、③で切った断面図について御説明します。11ページ目を御覧ください。こちらが断面①の縦断面図になります。左側が下流となる北側、右側が上流となる南側を示しております。先ほど御説明したとおり、下流から順に調整池兼沈砂池、擁壁、斜面、平坦部が続き、付替後の村道1号、埋設堰堤を設置し、その後は緩傾斜部と平坦部が続き、最上段から2番目の平坦部は道の駅の駐車場として利用できる計画としております。

12ページ目を御覧ください。こちらは断面②、③の断面図となります。断面②は上流側の工事B区画、断面③は下流側の工事A区画の断面図になります。それぞれにおける盛土の厚さは約25m、27mとなります。断面②、③にはそれぞれ先ほど平面図で説明した設備を示しております。

続いて13ページ目を御覧ください。こちらは発生土置き場（睦沢）の施工手順になります。図の左側の工事A区画について、ステップ1は進入路整備等の準備工を行います。ステップ2は調整池工と擁壁工を行います。ステップ3として地下排水管の設置、ステップ4は盛土工を実施し、ステップ5でステップ3、4の進捗に合わせて付替後の火沢川（開渠）等の排水設備を設置します。ステップ3からステップ5を繰り返して盛土の造成が完了したところで、ステップ6で付替村道や交差点改良を実施して、ステップ7で片づけを実施し工事が完了します。B区画についても基本的にA区画と同じで、B区画はステップ2で埋設堰堤工やステップ6で駐車場整備を行います。

続いて14ページ目を御覧ください。こちらは工事工程となります。工程表は縦軸が作業内容、横軸が年度を示しており、縦軸では工事A区画とB区画に分けて記載しております。初めに工事A区画において、令和5年度上期から進入路や伐採等の準備工

事に着手し、その後調整池工、擁壁工を行い、先ほど説明したステップでそれぞれ工事を進めます。令和5年の第4四半期以降に本格的なトンネル発生土の搬入を計画しております。工事B区画についても基本的に工事A区画と同様のステップで工事を進めていきます。着手は令和5年の第4四半期頃を想定しております。

続いて15ページ目を御覧ください。こちらは資材及び機械を運搬する際に利用する高速道路や一般道と発生土置き場（陸沢）の位置関係をお示ししております。三遠南信自動車道の天竜峡インターを降りてから国道151号を通行し、発生土置き場（陸沢）まで運行する予定です。資材及び機械の積み下ろしを行ったダンプは同じルートを使って天竜峡インターに入ります。

続いて16ページ目を御覧ください。こちらは資材及び機械の運搬に用いる車両の運行台数をまとめた表になります。グラフは縦軸が月別日平均の往復台数、横軸は年度を示しております。令和5年度以降に運搬を開始し、令和6年度の後半から往復800台、令和8年から令和9年度にかけて往復1,050台を運行する計画です。注意書きで記載している一時的に増加する台数については擁壁等のコンクリート打設に伴うものになります。

続いて17ページ目を御覧ください。第3章の環境保全措置の計画について御説明いたします。まず、環境保全措置の検討方法についてですが、図に示すフローのとおり3段階で検討を行っております。第1段階は記載のとおり発生土置き場の詳細な計画に当たり、動植物の重要な種等が生息、生育する箇所をできる限り回避するとともに、重要な地形及び地質等、その他の環境要因への影響も考慮し、地形の改変範囲が適切な範囲となるよう計画するものです。第2段階は、その上で工事による影響を低減するための環境保全措置を現場の状況に則し、検討するものです。検討では建設機械、仮設設備等のハード面の検討及び係員の配置、教育、指導、設備のメンテナンス等のソフト面の検討を行っております。第3段階は、第2段階での検討等を踏まえて必要な場合には環境を代償するための措置について検討を行います。なお、動植物の移設、移植等、専門性の高い環境保全措置については専門家等の助言を受けて検討を行いました。

続いて18ページ目を御覧ください。こちらは先ほど御説明した環境保全措置の検討の第1段階になります。発生土置き場（陸沢）の検討に当たっては、発生土を安全に盛土できるよう計画するとともに、発生土置き場及びその周辺には重要な種等の生息、生育地が存在することから、重要な種等の生息、生育地の回避検討を行い、重要な種等への影響について回避、低減を図りました。植物の一部については回避のための措置を講じても生育環境が十分に保全されないと考えたため、代償措置を実施することとしました。

19ページ目を御覧ください。こちらでは先ほど御説明した環境保全措置の検討の第2段階の工事による影響を低減させるための環境保全措置について御説明いたします。工事による影響を低減させるため、計画面及び工事中に実施する環境保全措置について工事の内容や周辺の住居の状況等を考慮し計画しました。本編の3-18ページから各環境要素ごとに環境保全措置の具体的な実施箇所等を記載しております。本編に記載した環境保全措置のうち、主なものを抜粋して資料に記載しております。大気環境やそれぞれについて記載しておりますが、基本的に保全計画書の本編について記載しておりますので、次のページから抜粋した具体例について御説明いたします。

では20ページ目を御覧ください。大気環境、動植物及び生態系についての環境保全措置として本工事で使用する建設機械は写真1に示すとおり、排出ガス対策型低騒音型を使用する計画としております。大気環境、植物及び生態系の環境保全措置として資材及び機械の運搬に用いる車両の出入口には写真2に示すとおり、必要に応じてタイヤ洗浄装置を設置するとともに、周辺道路の清掃及び散水を行い、外来種の侵入の抑制を図る計画としております。

21ページ目を御覧ください。水環境についての主な環境保全措置として、工事排水

の適切な排水を行うために図3-10及び図3-11に示すとおり、調整池兼沈砂池等の排水設備を盛土工の進捗に合わせて速やかに設置すること、地下排水管及び雨水排水路は調整池兼沈砂池を経由して公共用水域、火沢川へ放流する計画としております。

続いて22ページ目を御覧ください。資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による影響を低減させるための環境保全措置について、工事の内容や周辺の住居の状況等を考慮し計画しました。主な環境保全措置として資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能の維持、環境負荷低減を意識した運転の徹底、いわゆる高負荷運転の抑制、写真2に示す資材及び機械の運搬に用いる車両の出入口や周辺道路の清掃及び散水、タイヤの洗浄を行います。最後に資材運搬等の適切化等を実施する計画です。

続いて23ページ目を御覧ください。重要な種等の移植についてです。発生土置き場の検討に当たっては、以下に示す対象種が生育する箇所を回避することを前提に検討を実施しましたが、ギフチョウの幼虫の食草であるヒメカンアオイ、ウスバサイシンの生育地について、その一部を回避することができなかつたため、ギフチョウの希少性の高さや専門家等の意見も踏まえ、工事前に移植を実施しました。また、イワヘゴの生育地について、その一部を回避することができなかつたため、希少性の高さや専門家等の意見も踏まえ、工事前に移植を実施します。なお、工事を開始する前の調査で令和4年5月、6月にギフチョウの幼虫や卵が確認されなかつたため、当該種の移設は実施しておりません。

続いて24ページ目を御覧ください。生育環境の調査及び移植候補地の環境の調査の項目及び手法について表に示すとおり実施しております。移植地を選定した理由は、環境条件が移植対象種の生育環境の条件を満たしていることを前提に、ギフチョウの産卵実績があることなどの下記の7項目のうち複数該当した地点を候補地とし、専門家等の助言を踏まえ移植地を選定しました。

続いて25ページ目を御覧ください。第4章の事後調査及びモニタリングについて御説明いたします。事後調査は植物について表に示すとおりの内容で調査を実施する計画です。モニタリングは大気質、騒音、振動、水質について表に示すとおりの内容で実施する計画です。次のページ以降で調査地点について御説明いたします。

26ページ目を御覧ください。こちらはモニタリングの調査地点をお示ししております。赤色で示す範囲が発生土置き場（睦沢）の改変範囲であり、オレンジの丸と三角で示す位置で大気質、騒音、振動を、青い四角で示す位置で水質の調査を実施する計画です。

続いて27ページ目を御覧ください。こちらは先ほどのモニタリング地点が発生土置き場（睦沢）周辺の航空写真でお示したものとなっております。航空写真は南から北を写したものになります。オレンジの丸と三角で大気質、騒音、振動の調査地点を示しております。写真の上部北側に三遠南信自動車道及び天竜峡インターがございます。そこから写真下側、南に向けて延びるグレーの線が国道151号です。写真中央には左から右に向けて阿知川が流れており、写真下部、南側には道の駅がございます。この阿知川と道の駅に挟まれたくぼ地のうち国道151号の右側が発生土置き場（睦沢）の造成地になります。御覧のとおり他の住宅や施設とは高低差もあり、造成地との間には林が存在する状況です。そのため周囲から造成地は見えずらいような状況となっております。

28ページ目を御覧ください。こちらは北から南を写した航空写真になります。凡例等は先ほどと同様の状況となっております。高低差のある様子が先ほどよりも分かりやすいと思います。なお、国道の右側の林はそのまま残りますし、宿泊施設と造成地との間の林など、向かって左側の林もできる限り保全する計画としております。

続いて29ページ目を御覧ください。第5章の発生土置き場の管理計画について御説明いたします。管理計画の概要ですが、国土交通大臣の意見を受け、平成26年8月に公表した評価書において、発生土置き場の設置に当たっては、関係地方公共団体等と



調整を行った上で、濁水の発生防止や土砂流失防止やその他、周辺環境への影響を回避、または低減するための管理計画を発生土置き場ごとに作成することとしており、このたび発生土置き場（睦沢）について、工事中・工事完了後の周辺環境への影響を回避、または低減するための管理計画を長野県、下條村と協議の上、取りまとめました。

続いて30ページ目を御覧ください。工事中の管理計画についていくつか抜粋し、御説明いたします。試験施工として盛土施工前に実際の発生土を用いて土質試験や試験盛土を行い、発生土の性質を確認し、施工の際の管理基準を決定します。事前処理工として、支持地盤上に分布する崖錐堆積物等を撤去した上で、現況地盤と盛土材との密着を確実にするため、段切工を実施いたします。敷均し締固めとして、重機械を使用して30cm毎を基本として均等に締固めを行います。施工中の排水として、発生土置き場内の雨水等は雨水排水路、地下排水管本管及び枝管等にて調整池兼沈砂池に集水し、浮遊物質を沈降させてから放流いたします。

続いて31ページ目を御覧ください。工事完了後の管理計画です。発生土置き場（睦沢）は、工事完了後は下條村が村事業として利用する計画であるため、各種設備については下條村に引き継ぐ計画です。モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて工事完了後も影響が収束するまでの間モニタリングを実施し、その結果や想定し得ない事柄により必要と考える際には追加の環境保全措置を実施します。最終的な管理の引継ぎにおいては、下條村と十分に調整を行い、適切な管理が継続して実施されるよう努めます。

続いて32ページ目を御覧ください。ここからは冒頭で申し上げましたとおり、移植等に関する情報について御説明させていただきます。

続いて33ページ目を御覧ください。移植に関する情報についてですが、移植の対象とした種の確認状況ですが、現地調査において発生土置き場の計画地内等でヒメカンアオイ、ウスバサイシン、イワヘゴが確認されています。

続いて34ページ目を御覧ください。移植の対象とした個体の生育位置ですが、図に示すとおりでそれぞれ確認されております。

続いて35ページ目を御覧ください。ヒメカンアオイの移植位置及び移植後の生育状況です。ヒメカンアオイの生育位置の一部が改変範囲に含まれるため、専門家の意見を踏まえて令和4年5、6、9月に個体の掘り取りにより図に示す位置に移植を実施しました。自生地に生育する多数の個体のうち、可能な範囲で掘り取った個体を移植しました。令和4年度6月及び10月の移植後およそ1か月後の生育状況についても良好であることは確認できております。

続いて36ページ目を御覧ください。ウスバサイシンの移植位置及び移植後の生育状況です。ウスバサイシンの生育位置の一部が改変範囲に含まれるため、同様に専門家の意見を踏まえて令和4年度6月と9月に個体の掘り取りにより図に示す位置に移植を実施しました。自生地に生息する数の個体のうち可能な範囲で掘り取り、移植を実施しました。令和4年6月及び10月の移植後およそ1か月後の生育状態についても良好であることが確認されております。

最後に37ページ目を御覧ください。続いてイワヘゴの移植実施予定箇所ですが、周辺環境の調査結果から現時点では図に示してあります位置へ工事前に移植を実施することを考えております。

以上で事業者からの説明となります。

鈴木委員長

ありがとうございました。

本日欠席の富樫委員から事前の質問がございますので、事務局から紹介いただけますか。

事務局

富樫委員から事前質問が寄せられております。委員の皆様と事業者にはメールでお

中島  
(県環境政策課)

伝えしてありますが、ここで読み上げさせていただきます。委員の皆様のお手元にも配付されているとおりです。2つあります。

「1 谷地形の中に造成する大規模な盛土であるため、盛土の安定が損なわれることがないように、施工後の管理計画の項目に、盛土内に設置された水路（暗渠）と地下排水管（本管）の排水機能の点検を加え、下條村とも共有しておくこと。

2 造成盛土内の水位が設計条件のとおり盛土高さの1/2以下に保たれていることがわかるよう、盛土内水位を確認するための観測井もしくはセンサーをあらかじめ設置し、施工後の管理計画の点検項目に盛土内水位の確認を加え、村とも共有しておくことが望ましい。」

以上です。

鈴木委員長

ありがとうございます。今御紹介いただきましたように富樫委員から2項目の質問がございますけれども、まずこれについて事業者の見解をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

事業者  
村中  
(JR東海)

御質問ありがとうございます。

2つ御質問をいただいています。まず両方とも同じような返しにはなってしまうのですが、前半のところを少し解説しながら回答させていただきますと、盛土内に設置された水路（暗渠）でございますが、資料2の9ページに載っている図2-3(1)計画平面図の中で濃い青色の二重点線で示されたものでございます。これは先ほどの説明の中にもありましたが、火沢川を盛土の上部に付け替えるに当たって、もともと火沢川が道の駅の駐車場の下に既に暗渠化されているような部分もございます。また、合流する沢から盛土中に入ってくる部分もございまして、それらの河川水の中でどうしても地下でしか受け取ることができないものを、この水路（暗渠）で受け取った後、できるだけ速やかに早い位置で、上部に付け替えた後の火沢川に合流させるというもので、この水路（暗渠）は暗渠でございますが、河川の役割を担っているものです。ですので、この部分につきましては、今回は火沢川がある下條村でございますけれども、河川管理者である下條村とも造成及び維持管理の方法について協議を進めているところです。その前提に立ってお話をさせていただきますと、これらの地下排水管も含めた排水設備の点検や維持管理、また盛土内の水位の観測のどちらにつきましても、我々ないし下條村において実施することを基本的には考えておりますが、役割分担や実施方法についてはどちらがその役割を担うのか、また下條村の利用計画によってはそれに併せて管理の方法、時期等を決めていくというところでございます。そのため、今の段階で明確に本件の中に記載をしているところではございませんが、こうして村と協議を進めていきまして、本編の中にあつたとおり、適切な管理がきちんと継続されるように、ここの造成後に下條村が利用計画を作って引き渡していくような段階では、文書の取り交わし等を行って、双方できちんと確認をしながら進めていくことを考えていますので、今後も村と十分に調整をしていく上で漏れのないようにやっていきたいと考えています。

以上でございます。

鈴木委員長

ありがとうございます。今の質問と見解について、何か関連する御意見・御質問がございましたら。

梅崎委員、お願いします。

梅崎委員

現在の火沢川は、一部暗渠になっている部分もあるのですが、出水時、特に豪雨時にはどの位の流量が流れる川なのでしょうか。

事業者

御質問は、現在の状態での出水時の量ということですか。現時点での最大の出水量

村中 (JR東海)	が明確に押さえられていない状況ではございますが、平常時の降水期の量であっても、毎秒当たり3m <sup>3</sup> 、5m <sup>3</sup> というような一桁の量がずっと続いているところがございますので、出水時においてもさほどの量がないものだと考えています。
梅崎委員	集水域の計算もしっかりとやられると思いますが、この断面を見ると、盛土の上部の端のところを開渠で出てきますから、そこから溢れ出すと、当然盛土に水が入っていくことになりますので、しっかりと流量の計算等をやっていただいて、安全に設計していただければと思います。
事業者 村中 (JR東海)	ありがとうございます。少し訂正をさせていただきまして、我々の観測ですと、豊水期で先ほど一桁と申しましたけども、間違っていて、毎秒1m <sup>3</sup> に満たない値で0.054m <sup>3</sup> と観測されており、渇水期で0.03m <sup>3</sup> と我々の影響検討のほうにも記載させていただいています。
梅崎委員	豊水期というのは。
事業者 村中 (JR東海)	6月から8月位です。
梅崎委員	いわゆる大水ですね。豪雨などの時に、集水域から流れ込んで、どのように流れるのかが一番大事かと思います。
事業者 村中 (JR東海)	分かりました。今後の工事の中で出水時の状況、天候等を見ながら数字を確認できるようにしていくことを検討するとともに、今回、我々が設計で用いている流量としましては、付け替え後の火沢川については、110.4m <sup>3</sup> /hで、現在の定常時の量に比べればかなり大きい量を用いておりますので、それらを出水期で超えることのないものであるかというのは確認をしながら施工を進めていきたいと思っております。よろしくお願ひします。
鈴木委員長	これはこれまでの議論で詳しく検討されましたよね。ですからこれは、量的にはもう当然ながらクリアしているものと思っておりましたが、いかがですか。
事業者 小池 (JR東海)	補足させていただきます。先般、影響検討書をこちらで御審議いただいたときに、同じような御意見をいただきまして、それを踏まえて、影響検討書の中に1つ項目を入れまして、そこで出水時の流量を計算したものなどを全て付けて、資料を補完したものを既に公表させていただいております。そちらで50年確率の流量など、我々が計算したものを公表資料の中に入れて出させていただきますので、こちらはしっかりとやらせていただいております。
梅崎委員	分かりました。よろしくお願ひいたします。 併せて、資料2の11、12ページの断面図ですが、よく見ると、これは一応、縦横が1対1なのですね。そうすると、縦断面でいくと、平均して現地点を見ると、大体900mに対して100mほどの高低差がある位でしょうか。そのときに、これも前回同じような質問、要望をしていると思うのですが、この下流側は河川に至る地形ですけども、この上流側がどういう地形で、そこから水や土砂が入ってくるかという検討をしたほうがよいかと思っております。
鈴木委員長	それも議論したと思っておりますけども。

梅崎委員	説明がなかったので、確認になるとは思いますが。
事業者 村中 (JR東海)	先ほどと同様に、影響検討書を出した際の助言の中で御意見をいただいていたので、資料としては、影響検討書の事1-3-2ページでございますが、そこに周辺の地形と、今回対象とした流域を全て付けたものを追加で更新として出しております。
梅崎委員	結構です。前に出しましたということは分かりますが、なるべく詳しく、新しい資料を付け加えていくように書いていただければと思います。よろしくお願いします。
事務局 中島 (県環境政策課)	先ほど事業者から説明がありました影響検討書ですが、令和4年6月に、今説明のあった図を盛り込んだ形で、修正して公表されていますので、事務局から該当部分を委員の皆様には送らせていただきます。そのような対応でよろしくをお願いします。
鈴木委員長	ありがとうございます。
梅崎委員	その上で、富樫委員の意見は、採用していただければと思います。
事業者 村中 (JR東海)	ありがとうございます。承知いたしました。
鈴木委員長	では北原委員、お願いします。
北原委員	富樫委員の御意見そのままなのですが、2番目に、「盛土内水位を確認するための観測井もしくはセンサーをあらかじめ設置し」とあるのですが、それについて今お答えの中で言及されていなかったようなので、御説明をお願いします。
事業者 村中 (JR東海)	まとめて回答したつもりでございましたが、今回観測井につきましては、盛土の中に設ける予定でございます。また地下排水管の維持管理と盛土内の地下水位というものを観測できるようにマンホール、観測井というものを設置していく予定でございます。ただその位置等の詳細につきまして、基本的には平場の維持管理もしやすいような場所ということを念頭に置いて案はあるものの、下條村の利用計画が定まってこないことには、その支障になるような場所には設置できませんので、今回具体的にお示しはしておりません。しかし、一定の距離間隔でマンホールないし観測井を設けて、地下水位ないし地下排水管の維持管理が可能になるように行っていく予定でございます。
北原委員	ありがとうございます。分かりました。メンテナンス用の観測井やマンホールを設置するということで承知いたしました。 それで、地下排水管は、設置当初はいいと思うのですが、やはり10年、20年、30年と経ってくると、目詰まり等が必ず生じてきますので、そのときの対応のためにこのメンテナンス用マンホールなどが必要になってくるかと思うのですが、モニタリングの期間はどの位を考えているのでしょうか。
事業者 村中 (JR東海)	御意見ありがとうございます。地下水位であったり、地下排水管の詰まりというもの確認というところであると思います。それらにつきましても、どちらが行うかによって変わるところではありますが、例えば先ほどの水路（暗渠）については河川であり、基本的には河川と同様に恒常的な管理が行われていくものという認識でござい

ます。また地下水位については、頻度は減らしていくものの、盛土内の地下水位の観測をいつ止めるかというのは非常に難しい議論ではありますが、下條村の利用が、例えば一般の方に開放されるようなものの場合、現在恐らく公表されているものであれば公園という形態を取る予定でございますけども、そういった公園の維持管理に合わせて恒常的に行われていくのが基本だと考えております。今回設置する設備について、どちらでも頻度や方法の検討はあるものの、やらなくてよくなるという時期については、現時点ではなかなか言及しづらいものであるということから、基本的にはずっと行うということを前提に、下條村とお話をしている状況でございます。

北原委員

承知しました。

鈴木委員長

よろしいですか。関連についてございませんか。

そうしましたら、第2章までの工事の概要までで御意見・御質問がございましたらお願いいたします。

私から御質問をさせていただきたいのですが、工事をA区画、B区画と分けて、下流側から工事をされるのですけども、これは一般的に下流側から工事をされるものなのでしょうか。なぜ下流側かなかなか理解できないものですから、教えてください。

事業者  
村中  
(JR東海)

盛土造成工事を上流側から行うか下流側から行うかにつきましては、周辺の地形も併せまして、乗り入れ口をどこに設けるのか、最後どう仕上げで重機をはけていくかということによって変わるものですので、必ずしも決まりがあるかということ、そういった施工条件を併せて考えるものでございます。この陸沢につきましては、水環境の保全措置の中でも述べておりますが、置き場全体としての沈砂池、ないし調整池を兼ねているものが、下流につくる本設の調整池でございます。当然、施工中において仮設の沈砂池のようなものを設けるといっても行っていく予定ではございますが、やはり原則でいけば、下流の本設の場所に、ある程度の大きさの調整池兼沈砂池を掘って貯められるようにしてから工事を行うということが、濁水の管理としては一番有用であると考えている点から、下流側から着手していくことを今回考えています。

鈴木委員長

分かりました。

他にございますか。なければ第3章以降で御意見・御質問がございましたらお願いします。

小澤委員、お願いします。

小澤委員

発生土置き場の管理に関連して、第5章の発生土置き場の管理計画の中で、以前から話題にしている排水の監視があるのですが、排水の監視項目の中に、通常時は自然由来の重金属等が入っていないという解釈がこの計画の中で読めます。その中で、搬入土の情報から、土壤汚染対策法に定める基準との差が小さくなった場合にはモニタリングを実施するというのがモニタリング計画の中にあって、他の地点でも申し上げたかと思うのですが、やはり工事排水の管理とも連動させるようにしたほうがよいのではないかと思います。ちなみに、ここでいう沈砂池の放流口と、モニタリング計画で言っている資料2の26ページ図4-1の四角の地点はかなり近いのでしょうか。沈砂池の放流水とは違うのですよね。火沢川が合流したところのモニタリングということですか。

事業者  
村中  
(JR東海)

位置としては、図4-1のモニタリング調査地点では、阿知川に向けて火沢川はもうほとんど離れていないような状況でございます。今回設置する調整池から阿知川までの距離もかなり少ないことから、そのあたりの間のどこでやっても数百mの範囲内で放流口から河川の調査地点まで到達してしまうという状況です。

小澤委員 放流口から最終的な阿知川への合流までの間が数百mの距離ですか。

事業者  
村中  
(JR東海) 数百mといっても800、900mありません。川が膨れて曲がっていますので、ちゃんとした延長を測り切れしていないところがありますが、300m位しかないような状況です。

小澤委員 その中で、図4-1のモニタリングをする地点は、例えば真ん中あたりと言え、半分位で出るということになりませんか。

事業者  
村中  
(JR東海) その辺りの測りやすいところだと考えております。今回は阿知川ですと、火沢川と比べて流量が大幅に異なりますので、当然阿知川の影響を受けるような、合流地点の近くまで行ってしまいますと、今回計測している意味もなくなってしまいますので、火沢川の流量のうちということになると、放流口から100m、ないし150m位のところで観測するような形になろうかと思えます。

事務局  
中島  
(県環境政策課) 今の位置関係ですが、資料2の15ページ図2-6のあたりを御覧いただくと分かるのではないかと思います、いかがでしょうか。

小澤委員 近いという中で、先ほどの火沢川の流量をお伺いした中でもそれほど大きいわけではないですけれども、一応資料2図4-1は公共用水域の中のモニタリング地点というように認識できるのですが、一方でやはり排水処理施設から放流する水は、排水処理の視点で管理されているということだと思います。そこにやはり、搬入土の自然由来の重金属の情報を同じ基準で当てはめて、そういう情報がある場合には工事排水のほうも、自然由来の重金属に関する項目のモニタリングや水質検査などを入れたほうがいいのではないかなと思います。当然モニタリングもそういう条件のときにやると書いてあるので、その場合には、工事排水も測るといようにしたほうがいいのではないかなと思います。

事業者  
村中  
(JR東海) 御意見ありがとうございます。その前にあれこれ距離を話してしまったのですが、今回つくる調整池の放流口から阿知川まで、我々もしっかりと測れていないところですが、やはり300mもなさそうで、100ないし200m位しかないところですが、距離はかなり近いところではあります。放流口での調査と、河川側でやる調査の地点についてはかなり近いところではありますけれども、御意見としては、放流口での調査でも、同じように自然由来重金属の調査について、このモニタリングの計画で出しているものと同じような調査をするべきではないかということだと思っております。我々も、今回放流口での調査を自主的なものと考えているものの、元々この自然由来の重金属の調査自体が、発生側で基本的には調査をしますので、発生側で出なければ、当然この盛土側でも出るはずがないというところでこういう計画になっています。一方で、値が小さければ、万が一の場合、溶出してくるものについては基準値を超える可能性も出てきてしまうために、基準との値が小さい場合は盛土側で調査しますというものでございますが、これは河川側だけで調査をしても、当然放流口のほうで調査をしないことには出た後での調査になってしまうというところで御意見をいただいているという認識で聞いておりました。御指摘のとおりだと思いますので、工事側でも、発生土のトンネル工事側の調査の値を見極めながら、適宜放流口での調査についても、自然由来重金属の調査を必要に応じて追加していくことを考えていきたいと思えます。

小澤委員	よろしくをお願いします。
鈴木委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、江田委員が電車の都合で早めに退室される可能性があるということですので、江田委員、何かありますか。よろしいですか。分かりました。</p> <p>では、高木委員、お願いします。</p>
高木委員	<p>資材や機械の運搬に車両を用いるということで、資料2の16ページに、いわゆる資材、機械、土を運ぶトラックが、最大1日1,000台位の運行になると書いてあります。これは当然深夜は運行しないと思うので、1日に12時間位でしょうか。もう少し短い10時間位でしょうか。</p>
事業者 村中 (JR東海)	<p>およそ10時間位を考えています。</p>
高木委員	<p>平均して時間80台を超える、90台位まで行く可能性もあると。往復なので片方は空荷で帰ってくるのでしょうか、それなりの台数ではあります。この151号線の交通量はどれ位でしょうか。</p>
事業者 村中 (JR東海)	<p>元々の一般交通量の台数でいきますと、夜間交通はもともと少ないので、日中の交通でも1日当たり7,000台から8,000台の間位です。</p>
高木委員	<p>だから7,000台、8,000台に対して1,000台だから、10%、15%位、しかも大型トラックが増えるということですよ。どうしても運ばざるを得ないわけですが、なるべく無理な運転はしないように、といったことしか対処の仕方がないということですよ。</p>
事業者 村中 (JR東海)	<p>台数につきましては、少し情報を補足させていただきますと、この1,000台のときの時間につきましては、10時間位で運搬するよりももう少し時間を延ばして時間当たりの台数を少なくするのか、そうすると通勤、退勤の時間と重なるというところで、ここは地元ともお話のある部分でございます。またこの影響検討の記載は、我々公表させていただいております1,050台というところでございます。これも下條村様の跡地利用の時期等も見据えての計画でございますので、当然台数を落として工事期間を延ばすと、下條村様の事業の時期が後ろに下がるというものでございます。それらを御地元ないし村とお話をさせていただく中で、一応この台数となっているところではございますが、やはり御心配の声はいただいているところではございまして、安全運転また運転手への指導は当然行っていくものとして保全措置にも書いておりますが、御指摘のとおりでございます。一方で初めは少ない台数で始まっていきますので、そのときの交通へ与える影響であったり、一般の方々の反応をもって、最終的には工事期間と台数のバランスを村とまたしっかりと考えていながらやっていきたいと考えております。</p>
高木委員	<p>おそらくこうやればよいという解はない話なので、どのようにやればいいのかというのは手探りでやらざるを得ないと思います。その辺りを、今御回答いただいたように、村ときちんと相談をしながら、様子を見ながらきちんとやっていくという御回答であるならば、それできちんとやってくださいということをお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>

<p>事業者 村中 (JR東海)</p>	<p>ありがとうございます。何はともあれ交通安全が第一でございますので、そこはいろいろな方法でもしっかりと気を付けてやってまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。</p>
<p>鈴木委員長</p>	<p>野見山委員お願いします。</p>
<p>野見山委員</p>	<p>今の意見に少し関連するかもしれませんが、資料2の19、20、22ページ辺りのところなのですが、トラックのタイヤ洗浄や、あるいは清掃などについては、やるということ自体はやっていただくこととして記載されていると思うのですが、本体であるJR東海さんがやるわけではなくて、色々な会社、あるいは単独のトラックの業者が入るということになるので、周知徹底とか、あるいはそれをしっかりやっているかどうかという、こういうこと自体のモニタリングや管理が非常に重要だと思います。実際にそれがうまくいっていなかったという事故もあったかと思っておりますので、そういったことの管理徹底を、何らかの方法でやっていただきたいと思っております。 これは意見です。</p>
<p>事業者 小池 (JR東海)</p>	<p>御意見ありがとうございます。こういった環境保全措置の作業員の方までの周知というのは、この工事を始める前に全体への勉強会といいますか、皆さんにしっかりと環境保全計画の中身を理解していただくための周知のための会を設けて、そこでお話をさせていただくと、あと、それだけで済む話でもありませんで、引き続きフォローのための会ですとか、また途中で新たに入ってくる方への説明ですとか、しっかりと周知していかないとどうしても問題が出てくる部分もありますので、そういった機会を設けてしっかりと周知をさせていただくと、あと引き続きその機会ごとに、そういったところがしっかりと守られるようにフォローもしていくということで取り組ませていただきます。</p>
<p>野見山委員</p>	<p>よろしくお願いいたします。 以上です。</p>
<p>鈴木委員長</p>	<p>ありがとうございます。 他にございますか。 大窪委員、何かございますか。</p>
<p>大窪委員</p>	<p>資料2の23ページ、重要な種の移植についてです。今回は、工事前にヒメカンアオイとウスバサイシンとイワヘゴについて、ヒメカンアオイとウスバサイシンの2種はギフチョウの食草ということ、それからイワヘゴについては絶滅危惧ⅠBという危険性が高いということで、生育地の一部の工事による改変を回避できないということで、移植が行われたという報告がありました。今回の資料では、非公開資料に他にも回避を検討された重要種についてのリストがございまして、場所は示さないで種名だけ上げさせていただきますと、ヤマユリとササユリという植物が挙げられていますが、この2種については、長野県希少野生動植物保護条例の中で特に保護しなければならない指定希少野生動植物に指定されている植物です。長野県のRDPのリストの中では、両方とも準絶滅危惧種NTに指定されており、ヒメカンアオイと同じ位の危険性なのですが、特に長野県で保護条例として指定希少野生動植物として指定されている2種について、工事において一部が改変される可能性があるということなのですが、今回は、事前の移植がされず、一部しか改変されないで周辺と合わせて生育環境は確保されるからという理由でこれからは移植はないようなのですが、県の条例指定になっているヤマユリとササユリについては、やはり条例の指定を受けているということですので、今後移植等の検討をされてはいかがでしょうか。</p>



事業者  
小池  
(JR東海)

御意見ありがとうございます。今いただいた御意見のヤマユリ、ササユリなのですが、長野県の条例上の書き方としては、減少の傾向を監視するために、それらの行為を行う際にあらかじめ知事に届出を提出しなければならないと記載されています。あと、周辺の生育状況を見ますと、確かに直接改変する場所にもそれぞれあるのですが、その周辺にもしっかりと生育している状況を確認しております。その直接の場所、さらに周辺の場所も含めた生育状況を全て専門の先生に御確認いただき、直接の場所についてはやむを得ないでしょうという御意見もいただいた上で、我々としてはこういう判断をしてきております。ただ、今御意見をいただいたように、まだ工事を始めている状況ではございませんので、御意見の内容も踏まえて、対応の仕方については検討させていただきたいと思います。ただ我々としても、しっかりと条例の書かれ方や専門家の御意見も踏まえて決めてきておりますので、そういったところは御理解いただきたいと思いますと考えております。

鈴木委員長

よろしいでしょうか。

大窪委員

条例の文言をきちんと読んでいただきたいと思います。指定種については、損傷が考えられる場合は届出等も必要ということなのですが、ここでは野生植物の保護をやるというようなことで、指定種については少し特別な取扱いが必要かなと考えています。御検討ください。

事業者  
小池  
(JR東海)

御意見ありがとうございます。再度内容を確認させていただいて、検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

鈴木委員長

他にございますか。よろしいでしょうか。  
他に発言もないようでございますので、ここまでということにさせていただきます。  
では議事3、その他でございますが、何かございますか。  
お願いします。

事務局  
中島  
(県環境政策課)

次年度の開催計画についてですが、火曜日に皆様にメールを送らせていただきました。一部事前にお聞きした御予定と重なってしまったという方もおありまして、大変恐縮ですが、できるだけ委員の皆様にご参加いただける計画としておりますので、御理解をいただくようお願いしたいと思います。  
以上です。

鈴木委員長

ありがとうございます。では次、今後の審議予定等がございましたら事務局から説明をお願いします。

事務局  
中島  
(県環境政策課)

今後の審議予定ですが、次回の技術委員会は2月16日(木)、県庁で開催したいと存じます。開催時間等が決まり次第御連絡いたしますので、御多用のところ恐縮ですが御対応をお願い申し上げます。  
なお、本日審議いただきました2つの案件につきまして追加意見等がございましたら、1月26日(木)までに事務局宛てにお寄せいただくようお願いいたします。  
以上です。

鈴木委員長

ありがとうございます。ただいまの説明について委員の皆様、何かございますか。  
他に発言もないようでございますので、以上をもちまして本日の議事を終わらせて

いただきます。ほぼ予定どおりでございますけれども、御協力いただきましてどうもありがとうございました。

事務局  
伊東  
(県環境政策課)

本日の技術委員会をこれで終了します。  
ありがとうございました。